

自賠責保険普通保険約款および自賠責共済約款の一部変更について

令和3年1月

自賠責保険普通保険約款および自賠責共済約款の一部変更について

1. 変更理由

- ・国土交通省「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」報告書（平成 30 年 3 月）にて、レベル 3 からレベル 4^(注1)に該当する自動運転システムを利用中の事故については、「従来の運行供用者責任を維持しつつ、保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のための仕組みを検討することが適当である」と結論づけられたことを受け、当庁を含む関係省庁・団体で検討を進めている。
- ・求償権を適切に行使するためには、自動運転システムを利用中の事故状況を正確に把握する必要がある。これには事故当事者である保険契約者・共済契約者または被保険者・被共済者（以下「被保険者等」）に各種協力をいただくことが必要不可欠である一方、現行約款において必ずしもその旨が明確となっていない。
- ・自動運転システムを利用中の事故における上記趣旨を明記し、被保険者等に分かりやすい約款にするとともに、関係者における求償権行使の実効性確保のための検討の拠り所とする観点から、約款の一部変更を行う。

2. 変更内容

- ・事故の発生時に被保険者等が保険会社・共済組合に通知すべき事項について、自動運行装置の作動状況を第 7 条（事故の発生）^(注2)に明記する。
- ・被保険者・被共済者による保険金の請求があった場合に、自動運行装置の作動状況に応じて保険会社・共済組合が被保険者等に調査への協力を求める旨を第 14 条（保険金の請求）^(注2)に明記する。
- ・なお、これらは現行約款でも保険会社・共済組合が被保険者等に実施を求めることは可能であるが、「1. 変更理由」に記載の趣旨を踏まえ、明確化を行う。

^(注1) SAE International J3016（2016 年 9 月）の定義。

^(注2) 本説明文中は自賠責保険普通保険約款における条文番号を引用。

※現在、自動車メーカーおよび保険会社・共済組合間での求償権行使に係る協力体制構築の一環として、レベル 3 に該当する自動運転システムを利用中の事故について、本約款改定を前提に自動運行に係るデータが被保険者等経由で保険会社等および自動車会社に開示される仕組みの検討を進めている。

目次

各損害保険会社	
普通保険約款	・ ・ ・ ・ ・ P3～
全国共済農業協同組合連合会（全共連）及び農業協同組合（農協）	
共済約款	・ ・ ・ ・ ・ P5～
全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）	
共済約款	・ ・ ・ ・ ・ P7～
全国自動車共済協同組合連合会（全自共）及び自動車共済協同組合	
共済約款	・ ・ ・ ・ ・ P10～
全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）及び交通共済協同組合	
共済約款	・ ・ ・ ・ ・ P12～

自動車損害賠償責任保険普通保険約款 新旧比較

変更案	現行	趣旨
<p>自動車損害賠償責任保険普通保険約款 (令和3年4月1日改正)</p>	<p>自動車損害賠償責任保険普通保険約款 (平成22年4月1日改正)</p>	
<p>(事故の発生) 第7条 事故が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを履行しなければなりません。 (1) 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業 ロ <u>被保険自動車</u>が、<u>道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置</u> (以下「自動運行装置」といいます。) <u>を備えているときは、当該装置の作動状況</u> ハ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名 ニ 損害賠償の請求を受けたときはその内容 (2) 前号の書類のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。 (3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。 (4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により当会社に通知すること。 2 当会社は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条(損害の範囲および責任の限度)第1項に規定する損害の額と合算し、保険金額を限度として保険金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。</p>	<p>(事故の発生) 第7条 事故が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のことを履行しなければなりません。 (1) 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業 ロ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名 ハ 損害賠償の請求を受けたときはその内容 (2) 前号の書類のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。 (3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。 (4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により当会社に通知すること。 2 当会社は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条(損害の範囲および責任の限度)第1項に規定する損害の額と合算し、保険金額を限度として保険金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、保険金と損害賠償額の合計額について、保険金額を限度とします。</p>	<p>・自動運転車による事故の場合、契約者または被保険者に対して自動運行装置の作動状況(ON/OFF)の通知を課す旨明示。</p>
<p>(保険金の請求) 第14条 被保険者が保険契約に基づいて保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。</p>	<p>(保険金の請求) 第14条 被保険者が保険契約に基づいて保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。</p>	

変更案	現行	趣旨
<p>(1) 保険金請求書 (2) 印鑑証明書等、保険金の請求者が本人であることの証明資料 (3) 公の機関が発行する交通事故証明書 (4) 事故発生状況報告書 (5) 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍 (6) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類 (7) 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類 (8) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 当社は、事故の内容、損害の額、<u>自動運行装置の作動状況</u>等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>3 当社は、特に必要があると認めるときは、当社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当社が負担します。</p>	<p>(1) 保険金請求書 (2) 印鑑証明書等、保険金の請求者が本人であることの証明資料 (3) 公の機関が発行する交通事故証明書 (4) 事故発生状況報告書 (5) 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍 (6) 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類 (7) 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類 (8) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>3 当社は、特に必要があると認めるときは、当社の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、当社が負担します。</p>	<p>・自動運転車による事故の場合、被保険者に自動運行装置の作動状況の提出または保険会社が行う調査への協力を課す旨明示。</p>

全国共済農業協同組合連合会 自動車損害賠償責任共済約款 新旧比較

変更案	現行	趣旨
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p>第6条 [事故の発生] (1) 共済契約者または被共済者は、第2条 [共済責任の範囲]の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、遅滞なく、次の事項を書面で組合に通知しなければなりません。 ① その事実が発生した日時、場所およびその状況 ② 被害者の氏名、住所、年齢および職業 ③ <u>被共済自動車が、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置(以下「自動運行装置」といいます。)を備えているときは、当該装置の作動状況</u> ④ ①または②の事項の証人となる者がある場合はその氏名および住所 ⑤ 損害賠償の請求を受けた場合または第2条の損害にかかる訴訟を提起し、もしくは提起された場合はその内容 (2) 共済契約者または被共済者は、第2条の損害またはその原因となるべき事実が発生した場合において、組合が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければなりません。 (3) 共済契約者または被共済者は、第2条の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、第三者に対する権利の保全または行使について必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p> <p>第6条 [事故の発生] (1) 共済契約者または被共済者は、第2条 [共済責任の範囲]の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、遅滞なく、次の事項を書面で組合に通知しなければなりません。 ① その事実が発生した日時、場所およびその状況 ② 被害者の氏名、住所、年齢および職業 ③ ①または②の事項の証人となる者がある場合はその氏名および住所 ④ 損害賠償の請求を受けた場合または第2条の損害にかかる訴訟を提起し、もしくは提起された場合はその内容 (2) 共済契約者または被共済者は、第2条の損害またはその原因となるべき事実が発生した場合において、組合が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めたときは、遅滞なく、これを組合に提出しなければなりません。 (3) 共済契約者または被共済者は、第2条の損害またはその原因となるべき事実が発生したことを知った場合には、第三者に対する権利の保全または行使について必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。</p>	<p>・ 自動運転車による事故の場合、共済契約者または被共済者に対して自動運行装置の作動状況(ON/OFF)の通知を課す旨明示。</p>
<p>第7条 [共済金の請求] (1) 被共済者は、共済金の支払を請求しようとする場合には、次の書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。 ① 共済金支払請求書 ② 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの</p>	<p>第7条 [共済金の請求] (1) 被共済者は、共済金の支払を請求しようとする場合には、次の書類または証拠のうち、組合が求めるものを組合に提出しなければなりません。 ① 共済金支払請求書 ② 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの</p>	

変更案	現行	趣旨
<p>証明資料</p> <p>③ 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>④ 事故発生状況報告書</p> <p>⑤ 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他被害者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>⑥ 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他被害者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>⑦ 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他被害者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>⑧ 被共済者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>(2) 組合は、事故の内容、損害の額、<u>自動運行装置の作動状況等</u>に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、組合が求めた書類または証拠を遅滞なく提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>(3) 組合は、特に必要があると認める場合には、組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、組合が負担します。</p>	<p>証明資料</p> <p>③ 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>④ 事故発生状況報告書</p> <p>⑤ 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他被害者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>⑥ 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他被害者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>⑦ 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他被害者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>⑧ 被共済者が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>(2) 組合は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、組合が求めた書類または証拠を遅滞なく提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>(3) 組合は、特に必要があると認める場合には、組合の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、組合が負担します。</p>	<p>・自動運転車による事故の場合、被共済者に自動運行装置の作動状況の提出または組合が行う調査への協力を課す旨明示。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>別紙第2 自動車損害賠償責任共済約款</p>	<p>別紙第2 自動車損害賠償責任共済約款</p>	
<p>(事故の発生) 第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。 (1) 次の事項を遅滞なく、書面でこの会に通知すること。 イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業 ロ <u>被共済自動車が、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況</u> ハ イに掲げる事項について証人となる者がいるときはその者の住所および氏名 ニ 損害賠償の請求を受けたときはその内容 (2) 前号の書類のほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。 (3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。 (4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面によりこの会に通知すること。 2 この会は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p>	<p>(事故の発生) 第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。 (1) 次の事項を遅滞なく、書面でこの会に通知すること。 イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業 ロ イに掲げる事項について証人となる者がいるときはその者の住所および氏名 ハ 損害賠償の請求を受けたときはその内容 (2) 前号の書類のほか、この会が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。 (3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。 (4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面によりこの会に通知すること。 2 この会は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p>	<p>・自動運転車による事故の場合、共済契約者または被共済者に対して自動運行装置の作動状況（ON/OFF）の通知を課す旨明示。</p>

新 条 文	旧 条 文	備考
<p>(共済金の請求)</p> <p>第 1 4 条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければなりません。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障がいに関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 この会は、事故の内容、損害の額、<u>自動運行装置の作動状況等</u>に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求められます。この場合には、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p>	<p>(共済金の請求)</p> <p>第 1 4 条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければなりません。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障がいに関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 この会は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求められます。この場合には、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p>	<p>・自動運転車による事故の場合、被共済者に自動運行装置の作動状況の提出または本会が行う調査への協力を課す旨明示。</p>

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>せん。</p> <p>3 この会は、特に必要があると認めるときは、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、この会が負担します。</p>	<p>3 この会は、特に必要があると認めるときは、この会の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、この会が負担します。</p>	

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">別紙「自動車損害賠償責任共済約款」 第1条～第6条 ー省略ー</p> <p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、書面で全自共に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>ロ <u>被共済自動車が、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況</u></p> <p>ハ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</p> <p>ニ 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の書類のほか、全自共が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により全自共に通知すること。</p> <p>2 全自共は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p>	<p style="text-align: center;">別紙「自動車損害賠償責任共済約款」 第1条～第6条 ー省略ー</p> <p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、書面で全自共に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>ロ イに掲げる事項について証人となる者があるときはその者の住所および氏名</p> <p>ハ 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の書類のほか、全自共が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p> <p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により全自共に通知すること。</p> <p>2 全自共は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p>	<p>・自動運転車による事故の場合、契約者または被共済者に対して自動運行装置の作動状況（ON/OFF）の通知を課す旨明示。</p>
<p style="text-align: center;">第8条～第13条 ー省略ー</p> <p>(共済金の請求)</p> <p>第14条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、全自共が求めるものを全自共に提出しなければなりません。</p> <p>(1) 共済金請求書</p>	<p style="text-align: center;">第8条～第13条 ー省略ー</p> <p>(共済金の請求)</p> <p>第14条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、全自共が求めるものを全自共に提出しなければなりません。</p> <p>(1) 共済金請求書</p>	

新 条 文	旧 条 文	備 考
<p>(2)印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3)公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4)事故発生状況報告書</p> <p>(5)死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6)後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7)傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8)被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 全自共は、事故の内容、損害の額、<u>自動運行装置の作動状況</u>等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または全自共が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、全自共が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>3 全自共は、特に必要があると認めるときは、全自共の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、全自共が負担します。</p> <p style="text-align: center;">第15条以下 一省略一</p>	<p>(2)印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3)公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4)事故発生状況報告書</p> <p>(5)死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6)後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7)傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8)被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 全自共は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または全自共が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、全自共が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>3 全自共は、特に必要があると認めるときは、全自共の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、全自共が負担します。</p> <p style="text-align: center;">第15条以下 一省略一</p>	<p>・自動運転車による事故の場合、被共済者に自動運行装置の作動状況の提出または共済組合が行う調査への協力を課す旨明示。</p>

(注) 全自共の会員である傘下5自動車共済協同組合の自動車損害賠償責任共済約款は、全自共の自動車損害賠償責任共済約款から以下のとおりに置き換わる。

・第7条および第14条中「全自共」が「当組合」に置き換わる。

全国トラック交通共済協同組合連合会 自動車損害賠償責任共済規程 同 自動車損害賠償責任共済約款 新旧対照表

変更案	現行	趣旨
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済約款</p>	
<p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、書面で交協連に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p><u>ロ 被共済自動車、道路運送車両法第41条に規定する自動運行装置（以下「自動運行装置」といいます。）を備えているときは、当該装置の作動状況</u></p> <p>ハ イに掲げる事項について証人となる者がいるときはその者の住所および氏名</p> <p>三 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の書類のほか、交協連が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p>	<p>(事故の発生)</p> <p>第7条 事故が発生したことを知った場合は、共済契約者または被共済者は、次のことを履行しなければなりません。</p> <p>(1) 次の事項を遅滞なく、書面で交協連に通知すること。</p> <p>イ 事故発生の日時、場所、その状況、被害者の住所、氏名、年齢および職業</p> <p>ロ イに掲げる事項について証人となる者がいるときはその者の住所および氏名</p> <p>ハ 損害賠償の請求を受けたときはその内容</p> <p>(2) 前号の書類のほか、交協連が特に必要とする書類または証拠となるものの提出を求めた場合には、遅滞なく、これを提出すること。</p> <p>(3) 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすることその他損害の発生および拡大の防止に努めること。</p>	<p>・自動運転車による事故の場合、共済契約者または被共済者に対して自動運行装置の作動状況（ON/OFF）の通知を課す旨明示。</p>

変更案	現行	趣旨
<p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により交協連に通知すること。</p> <p>2 交協連は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p>	<p>(4) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、書面により交協連に通知すること。</p> <p>2 交協連は、前項第3号のために必要または有益であった費用は、第3条（損害の範囲および責任の限度）第1項に規定する損害の額と合算し、共済金額を限度として共済金を支払います。ただし、損害賠償額の支払がある場合には、共済金と損害賠償額の合計額について、共済金額を限度とします。</p>	
<p>(共済金の請求)</p> <p>第14条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、交協連が求めるものを交協連に提出しなければなりません。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償</p>	<p>(共済金の請求)</p> <p>第14条 被共済者が共済契約に基づいて共済金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、交協連が求めるものを交協連に提出しなければなりません。</p> <p>(1) 共済金請求書</p> <p>(2) 印鑑証明書等、共済金の請求者が本人であることの証明資料</p> <p>(3) 公の機関が発行する交通事故証明書</p> <p>(4) 事故発生状況報告書</p> <p>(5) 死亡に関して支払われる共済金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類、その他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類および戸籍</p> <p>(6) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求に関しては、後遺障害診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を証明する書類およびその他損害賠償</p>	

変更案	現行	趣旨
<p>請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 交協連は、事故の内容、損害の額、<u>自動運行装置の作動状況</u>等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または交協連が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、交協連が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>3 交協連は、特に必要があると認めるときは、交協連の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、交協連が負担します。</p>	<p>請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(7) 傷害に関して支払われる共済金の請求に関しては、診断書、診療（調剤）報酬明細書もしくはそれに類する領収書、休業損害の額、通院費の額を証明する書類およびその他損害賠償請求権者に対して支払った損害賠償金の算出根拠を証明する書類</p> <p>(8) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払があったことを証明する書類</p> <p>2 交協連は、事故の内容、損害の額等に応じ、共済契約者または被共済者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または交協連が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、交協連が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。</p> <p>3 交協連は、特に必要があると認めるときは、交協連の指定する医師の診断書の提出を求めることができます。この場合において、必要な費用は、交協連が負担します。</p>	<p>・自動運転車による事故の場合、被共済者に自動運行装置の作動状況の提出または交協連が行う調査への協力を課す旨明示。</p>

(※) 本新旧比較は交協連版。各組合版は「交協連」が「当組合」に置き換わる。